年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和45年4月

私は、会社を辞めた後すぐに住所地のA区B出張所において国民年金加入手続を行い、4、5か月分ずつ継続して国民年金保険料を納付した。全て納めたにもかかわらず申立期間のみが、未納の扱いとされていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る保険料を昭和 45 年 3 月 27 日に納付したことが確認できる国民年金手帳を保有しているが、申立期間である 45 年 4 月分の保険料は、同月 1 日以降でなければ納付できない。

しかし、当時、納付を処理したA区役所において還付されたとする明確な 資料及び記録も無く、C社会保険事務所(当時)においても還付整理簿に申 立人の氏名は見当たらないことから、納付された保険料相当額が、長期間行 政において歳入金として扱われていたことは明らかである。

また、申立人は、この保険料をA区D出張所(B出張所)の窓口で納付したときの状況を詳細に記憶しており、「納期の到来していない4月分も払いたいのですが、大丈夫ですか。」と尋ねたところ、窓口担当者が責任者らしき上司に確認して、「大丈夫です。」と言われて納付したとしており、その後「区役所から国民年金保険料について、何ら連絡は無かった。」と申述していることから、A区役所からE県へ報告された過程で取扱いに瑕疵があったと考えられ、納付できる期間より前の納付であったことを理由として保険料納付を認めないのは、信義則に反することとなる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年 金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

申立期間については、A県B市の職員が集金に来たので国民年金保険料を納付し、その後は銀行の窓口で納付した。申立期間の保険料は還付されていると説明を受けたが、還付される理由も無く、受け取った覚えも無いので、申立期間の納付記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 47 年度に係る国民年金保険料納入通知書兼領収書、A県B市及びC県D市が保有していた国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について現年度納付していたことが確認できる。

また、国民年金保険料還付・整理簿から、昭和 47 年 4 月から 49 年 12 月までの保険料については 50 年 4 月 16 日に還付され、同年 1 月から 3 月までの保険料については 51 年 6 月 1 日に還付されていることが確認できる。

しかし、申立期間について、D市が保有していた国民年金被保険者名簿に、厚生年金加入による資格喪失の記載があるが、申立人が被用者保険に加入した形跡は見当たらないことから、国民年金を昭和47年4月1日付で資格喪失させる合理的な理由は無く、国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず還付手続が行われ、未加入期間となっていることについては、行政側による事務処理の不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 37 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

当時は常会単位で納税組合を作り、組合長が他の税金などと一緒に国民 年金保険料を集金しており、家族の分をまとめて納付していたはずである。 私の分のみ申立期間の保険料が未納となっていることはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月間と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間について未納期間は無く、一緒に国民年金保険料を納付していたとする妻及び申立人の母親は、申立期間を含め60歳到達時まで保険料を全て納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 4 月 28 日に払い出されており、この時点では申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

さらに、一緒に国民年金保険料を納付していた申立人の妻のA市の国民年金被保険者台帳における昭和 36 年度の保険料の検認日は、各月ともに 37 年4月30日となっていることから、妻の分と併せて一括納付された可能性も考えられる。

以上のことから考えると、申立期間について、妻及び申立人の母が納付済 みとなっているところ、申立人の申立期間の12か月のみが未納となっている ことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成4年1月から同年3月までは28万円、同年4月から5年4月までは34万円、6年11月から7年9月までは32万円、8年7月から同年9月までは36万円、同年10月から9年6月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履 行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から9年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与額と比べて低くなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成4年1月から同年3月までは28万円、同年4月から5年4月までは34万円、6年11月及び同年12月並びに7年3月から同年9月までの期間は32万円、8年7月から同年9月までは36万円、同年10月から同年12月までは47万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成7年1月及び同年2月並びに9年1月から同

年6月までの期間については、申立人は、給与明細書を保管していないが、 これらの前後の期間に係る給与明細書の保険料控除額から判断すると、前後 の期間の保険料控除額と同額にすべきとするのが妥当であり、これらの額に 見合う標準報酬月額は、オンライン記録から確認できる標準報酬月額より高 額であることが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額は、平成7年1月及び同年2月は32万円、9年1月から同年6月までは47万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が、長期にわたって一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年5月から6年10月までの期間及び7年10月から8年6月までの期間については、給与明細書の保険料控除額等から判断すると、オンライン記録による標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんを行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月30日から同年9月5日まで 私は、昭和49年3月16日にC社に入社し、現在に至るまで勤務してい る。社会保険については入社後初めての給与から継続して控除されている。 記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支給明細書及び後継事業所が発行した在籍証明書により、申立人はA社及びその関連会社に継続して勤務し(A社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、A社で引き続き申立人を厚生年金保険に加入させる取扱いをすべきであったと考えられることから、昭和49年9月5日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書における厚生年金保険料の控除額から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は当時の資料が残っていないため不明としており、他に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年12月1日から53年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を52年12月1日とし、当該期間の標準報酬月額については、同年12月は7万2,000円、53年1月は6万円、同年2月は6万4,000円、同年3月は6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月1日から53年4月1日まで

- ② 昭和54年6月21日から同年7月1日まで
- ③ 昭和58年9月21日から同年10月1日まで
- ④ 平成7年7月22日から同年8月1日まで

私は、厚生年金保険料を申立期間①は給与から控除され、申立期間②は 事業主に支払った。また、申立期間③及び④は、給与から厚生年金保険料 を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認 めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、申立 人はA社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ れていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び総支給額から、昭和52年12月は7万2,000円、53年1月は6万円、同年2月は6万4,000円、同年3月は6万8,000円とすることが必要である。

一方、オンライン記録によれば、A社B工場は昭和53年4月1日に厚生

年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所としての 記録が無い。

しかし、複数の元従業員の証言により、申立期間①以前から当該事業所には30人程度の従業員が常時勤務していたことが認められることから、申立期間①当時に厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②、③及び④について、申立人は、「申立期間②については事業主に支払い、申立期間③及び④については給与から控除されていたので当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。」と主張しているところ、申立人から提出のあったA社B工場からの請求書及び給与明細書によると、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主に支払い又は給与から控除されていることが確認(申立期間②の保険料は、事業主が後日徴収したことを推認)できる。

しかし、申立期間②、③及び④について、申立人が当該事業所を退職した日は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び賃金台帳から、それぞれ昭和54年6月20日、58年9月19日及び平成7年7月21日であることが認められ、いずれも月の途中までしか勤務の実態が無いことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条第 1 項は、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とし、同法第 81 条第 2 項は、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」としており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった翌日であるとされていることから、申立人の資格喪失日は、申立期間②は昭和 54 年 6 月 21 日、申立期間③は、58 年 9 月 20 日、申立期間④は平成 7 年 7 月 22 日であり、申立人が申立期間②、③及び④について厚生年金保険料を控除されたことをもって、当該期間を厚生年金保険被保険者期間とすることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間②、③及び④の期間について厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,900円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月10日から24年1月1日まで

昭和 21 年 4 月 5 日に A社に入社以降、継続して勤務し、52 年に勤続 30 年表彰を受けている。しかし、厚生年金保険の記録は、23 年の暮れに 2 か月間の欠落期間があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事記録及び申立人の妻が提出した勤続30年表彰において授与された金杯の写真並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和23年11月10日にA社C支店からB支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る資格取得時の記録から3,900円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで

申立期間の標準報酬月額の記録について、厚生年金基金とオンライン記録で金額が異なっていることが分かった。オンライン記録の方が低い金額になっていることはおかしいので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、平成4年10月から5年9月まで20万円と記録されている。

一方、A社が加入しているB厚生年金基金が発行した「加入員記録確認票」によれば、申立人の申立期間に係る報酬標準給与月額は22万円と記録されていることが確認できる。

また、A社が提出した申立期間当時における給与及び社会保険料控除額に係る関連資料により、申立人の給与額及び給与から控除されていた社会保険料額が22万円の標準報酬月額に見合うものであったことが確認でき、同社の事務担当者は、「これら関連資料は、算定基礎届事業主控に記載された標準報酬月額の決定内容に基づき作成したものである。」と証言している。

さらに、A社では、申立期間当時、「社会保険事務所及び厚生年金基金への被保険者報酬月額(加入員給与月額)に係る届出においては、複写式の届出様式を使用していたと思う。」としており、B厚生年金基金も同様の回答を行っている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(22万円)に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から63年3月まで

A職だった父親が私の国民年金保険料を支払ってくれていた。地区での 集金に来てくれた人に2年から3年ぐらいの期間支払っていた記憶がある ので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A職だった父親が国民年金の加入手続を行い、その時から国民 年金保険料の納付を始めたと主張している。

しかし、申立人が所持している国民年金手帳記号番号は、B市で昭和 63 年 12 月 16 日に払い出されたものであり、国民年金手帳記号番号払出簿及びB市保管の台帳から、職権で 49 年*月の 20 歳時に遡って加入したことが確認でき、同年 9 月から 61 年 9 月分までの保険料は時効で納付ができない上、同年 10 月から 63 年 3 月までは過年度保険料となるため、地区の集金による納付はできない期間である。

また、申立期間については、B市保管の被保険者台帳と社会保険事務所(当時)が保管している台帳の記録と同一内容であり、その記録に不自然なところも見られない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年4月から 60 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私の国民年金は、20歳になり両親と共に納付を始めた。母がA婦人会を通じて保険料を納付しており、両親には未納がないにもかかわらず私だけ申立期間が未納となっていることに納得できない。納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳(昭和 58年*月*日)到達時に、母親がその夫の国民年金保険料と共に地区のA婦人会を通じて、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかし、申立人が所持している国民年金手帳記号番号は、B町(現在は、C市)で昭和60年4月22日に払い出されたものであり、申立人が提出したA婦人会の資料では、同年2月に59年度の国民年金保険料の集金が終了していることが確認でき、60年度からは口座振替制度に移行することが決まった記載があり、現に同年4月分の保険料が父親の預金口座から納付されたことが確認できるため、払出時点で申立期間の保険料を申立人が主張するA婦人会へ納付したとは考え難い。

また、申立人は、「20歳になった時からの4か月分の保険料が納付されているのに、申立期間が未納になっていることは不可解である。」と主張しているが、昭和58年12月から59年3月までの4か月分の保険料については、60年3月29日に過年度保険料として納付されたものであり、20歳の時に納付されたものではない。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた ことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、提出された資料の中に申立人の母親が申立期間の国民年金保険料

を納付していたことを特定できる資料 (家計簿、確定申告書等) も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から58年3月まで

私は、昭和 58 年9月にA県からB県へ帰ってきたが、間もなくC町 (現在は、D市) 役場から国民年金の通知が届いたので、母が役場で私の加入手続及び私と夫(その後離婚)の二人分の申立期間の保険料をまとめて納付してくれた。夫の分の保険料は申立期間について納付済みなのに、私の分が未納となっていることに納得できない。納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が昭和 58 年 10 月頃、役場で私の国民年金加入手続及び元夫の保険料をまとめて納付してくれた。」と申述しており、手続を行ったとしている母親も同様の証言をしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、58 年 10 月 25 日にC町において払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度分として納付可能である。

しかし、過年度分の国民年金保険料は役場では納付できない上、申立人と その母が、「一緒に手続をした夫の分は納付済になっている。」と主張して いるところ、夫の当該期間も未納となっている。

また、申立人自身が国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び申立人と申立人の夫の二人分の保険料納付を行ったと証言している母親は納付金額の記憶が無く、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も見当たらない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払出されていた形跡も無く、

ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月20日から24年6月20日まで

② 昭和24年6月4日から27年7月25日まで

③ 昭和29年7月13日から同年10月26日まで

私は、父が病気になったため急いでA県の実家に帰り会社を辞めた。その後、寮の荷物の整理のため一度B市へ行ったが、金銭は受け取った記憶が無い。脱退手当金は、受け取っていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給対象月数及び支給額に計算上の誤りは無く、 退職の1か月後に支給となっているなど、一連の事務処理に不自然さはうか がえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に脱退手当金を支給 したことを示す「脱退手当金支給済」のゴム印が押され、支給内容が記載さ れている。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月1日から同年11月1日まで

② 昭和41年2月26日から同年5月1日まで

申立期間①について、昭和 36 年 10 月末まで、A社で勤務していたのに、9月末で退職したことになっている。また、申立期間②について、昭和 36 年 11 月 2 日にB社に就職し、引き続きC社に勤務していたのに、途中、厚生年金保険被保険者記録が抜けている。申立期間①及び②について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 36 年 10 月末まで、A社で勤務していた。」と主張している。

しかし、A社は、昭和36年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は、当該事業所が適用事業所でなくなった後の期間である。

また、D業務に従事していたとする申立人について、当時の同僚は、「昭和 36 年 10 月中のD完了時点で、同社でのD業務等は無くなった。」と証言している上、他の同僚からも、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、A社及びE社の事業所別被保険者名簿から、A社は、社会保険事務所(当時)に対して、昭和36年10月1日付けで厚生年金の適用事業所ではなくなる旨の届を提出した際、その時点で同社に在籍していた者をE社へ転籍させていることが確認できるが、申立人の氏名は転籍者の中に見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「B社から昭和 41 年3月1日に設立さ

れたC社への異動を命じられ移籍した。」と主張しているが、同社が厚生年 金保険の適用事業所になったのは、同年5月1日であり、申立期間②は、当 該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、同僚の証言等から、申立人が申立期間②においてB社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主から提出された申立人の被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人の資格喪失日は、昭和 41 年 2 月 26 日となっており、健康保険証を添付した上で適正に手続が行われていることが確認できる上、事業主も、「資格喪失届を提出した以上、厚生年金保険料の控除は行っていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる給与明細等関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月20日から22年10月1日まで

② 昭和22年10月1日から23年3月4日まで

③ 昭和23年4月8日から30年4月20日まで

自らの都合で退職したのではなく、廃業したため退社したので、年金加入を続けるつもりであった。脱退手当金を受給した覚えは無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金の支給年月日及び支給金額が記載され、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和30年11月2日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったため、A社B工場の厚生年金保険被保険者資格喪失後4年以上被保険者資格を取得していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、このほか、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立 期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

山梨厚生年金 事案 609 (厚生年金事案 527 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 6 月 30 日から 22 年 3 月 31 日まで 私は、昭和 18 年にA社で働き始め、同社がB社(現在は、C社)になった 後の 22 年 3 月まで勤務していた。厚生年金保険に加入していたことを認 めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A社から引き続きB社に勤務していた。」と主張しているところ、i) C社では、当時の人事記録等の関係書類は保存されておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立人が氏名を記憶している同僚は、申立人と一緒に勤務した時期があることは証言しているものの、具体的な入退社の時期等を記憶していないこと、iii) A社からB社に引き続き勤務していた複数の同僚は、いずれも申立人を記憶していないこと、iv) A社から引き続きB社に勤務していた複数の同僚は、「B社になってからは、朝礼等において讃美歌を合唱していた。」と証言しているが、申立人が B社の工場長歌を歌ったことはない。」と申述していること、v) 申立人が B社の工場長として氏名を挙げた者は、B社ではなく、A社の工場長であることなど、申立人が当該事業所から引き続きB社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成23年5月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の決定に納得できないとし、記録の再調査をしてほしいと主張した上で再度申立てをしているが、今回、申立期間にB社において厚生年金保険の被保険者資格を有する従業員に、讃美歌を歌い始めた時期を聴取したところ、そのうちの一人は、「終戦後すぐから讃美歌を歌い始め

た。」と申述している上、終戦後の昭和 20 年8月 25 日に就職した一人は、「入社したときからBと言っていた。」と申述している。

また、A社からD社を経てB社へと転記した健康保険厚生年金保険被保険者名簿の全てを再調査したところ、申立人が、昭和20年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したという年金記録について不自然な記載は見当たらない上、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情もうかがえないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月21日から29年5月28日まで

- ② 昭和29年7月1日から30年5月27日まで
- ③ 昭和30年7月1日から31年5月25日まで
- ④ 昭和31年7月1日から32年5月29日まで
- ⑤ 昭和32年7月1日から33年5月31日まで
- ⑥ 昭和33年7月1日から同年8月25日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受け取っていたとされていることが分かった。私は、脱退手当金が支給されたとされる時期にはA県内のB社に勤めていて、脱退手当金を受け取った記憶が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票には、それぞれ脱退手当金の支給を意味する「脱C」、「脱D」の押印及び「33.10.3」の記載が確認できる上、旧台帳には脱退手当金の支給額計算について社会保険庁(当時)に照会を行った形跡がみられる。

また、申立期間については、同一番号で管理されていた全ての期間が支給対象期間とされ、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年10月6日に支給されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。